

## 岩倉市農業経営基盤強化資金利子補給金交付要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第12条第1項の農業経営改善計画（酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律（昭和29年法律第182号）の経営改善計画又は果樹農業振興特別措置法（昭和36年法律第15号）果樹園経営計画を含む。）の認定を受けた農業者等の計画的な経営発展を支援し、効率的かつ安定的な農業経営を育成することにより、地域農業の安定的発展を図るため、農業者が借り入れた経営発展に必要な資金に対して交付する岩倉市農業経営基盤強化資金利子補給金（以下「利子補給金」という。）に関し、必要な事項を定めるものとし、その交付に関しては、岩倉市農畜産業振興対策事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）及びこの要綱に定めるところによる。

(利子補給対象資金)

第2 第1の規定により利子補給を行う資金は、農業経営基盤強化資金（経営体育成総合融資制度基本要綱（平成6年6月29日付け6農経A第665号農林水産事務次官依命通達）第1の2の（1）に定める資金）とする。

(利子補給率、補給金額等)

第3 利子補給率は、株式会社日本政策金融公庫の貸付利率3.5%と実質金利（農業経営基盤強化資金実施要綱（平成6年6月29日付け6農経A第665号農林水産事務次官依命通達）第2の4の（2）に定める金利）の差の3分の1とする。

<財投金利水準>	<実質金利>	<利子補給率>
5.0%未満	2.0%	0.5%
5.0%以上6.5%未満	2.5%	0.33%
6.5%以上	3.0%	0.17%

2 交付する利子補給金の額は、利子補給対象者の1月1日から12月31日までの毎日の借入最高残高を合算した額を365日で除して得た額に前項で規定する利子補給率を乗じて得た額の範囲内とする。ただし、期間中の残高には償還期限を経過した未償還額は含まないものとする。

(利子補給対象者)

第4 利子補給対象者は、第2に規定する資金を借り入れた本市に住所を有する農業者とする。

2 利子補給金の交付を希望する農業者は、農業経営基盤強化資金の借入れ申込み時に農業経営基盤強化資金利子補給対象者承認申請書（様式第1）を、金融機関を経由して市長に提出するものとする。

3 市長は、前項の利子補給対象者承認申請書を受理したときは内容を審査し、利子補給対象として適当と認めた場合は、農業経営基盤強化資金利子補給対象者承認書（様式第2）を、金融機関を経由して農業者に交付するものとする。

(利子補給金の交付申請)

第5 利子補給対象者としての承認を受け、利子補給金の交付を希望する農業者は、農業経営基盤強化資金利子補給金交付申請書(様式第3)に農業経営基盤強化資金を借り入れた金融機関が残高等に相違ない旨を証した、農業経営基盤強化資金利子補給金交付申請明細書(様式第4及び5)を添付して1月末日までに市長に提出するものとする。

(利子補給金の交付決定)

第6 市長は、第5の利子補給金交付申請書を受理したときは、内容を審査し、適当と認め、要綱第5条による交付決定をした場合は、要綱第6条の規定により、農業経営基盤強化資金利子補給金交付決定通知書(様式第6)を2月20日までに農業者に交付する。

(利子補給金の交付)

第7 農業者は、利子補給金の交付決定後、農業経営基盤強化資金利子補給金交付請求書(様式第7)を3月5日までに市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の交付請求書に基づき、利子補給金を速やかに農業者に交付するものとする。

(申請手続の委任)

第8 利子補給金の交付を希望する農業者は、第5及び第7に規定する利子補給の交付申請及び請求に関する権限を農業経営基盤強化資金の借入申込みを行った融資機関に委任し、融資機関が農業者からの委任を受けてまとめて行うことができるものとする。

(交付手続の特例)

第9 この要綱による利子補給金の交付については、要綱第12条による実績報告は省略するものとし、市長が行う利子補給金の交付の額の確定は、第7の請求の受理をもって行ったものとみなす。

附 則

この要綱は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

様式第 1

農業経営基盤強化資金利子補給対象者承認申請書

年 月 日

岩倉市長 殿  
(金融機関経由)

住 所  
氏 名  
(電話 )

農業経営基盤強化資金の借入に係る岩倉市農業経営基盤強化資金利子補給事業実施期間中の利子補給金の交付を受けたいので、岩倉市農業経営基盤強化資金利子補給金交付要綱第4の2の規定に基づき下記のとおり申請します。

記

農業経営基盤強化資金貸付決定内容

貸付決定番号	※	借入金額	※
貸付実行日	※	年 月 日	
償還方法	元金均等 ・ 元利金等		
償還期間	年 月 日		
据置期間	年 月 日		
償還日	年 月 日・ 年 月 日・	年 月 日 年 月 日	年 回
取扱金融機関	農協(銀行・信用金庫) 支店		

(注) ※は金融機関で記入します。

様式第 2

農業経営基盤強化資金利子補給対象者承認書

第 号  
年 月 日

住 所  
氏 名

様

岩倉市長

年 月 日付けの申請については、岩倉市農業経営基盤強化資金利子補給金交付要綱第 4 の 3 の規定により、下記のとおり利子補給対象者として承認します。

記

1 承認内容

- (1) 利子補給内容
- (2) 利子補給率

2 利子補給対象者資金

貸付決定番号		借入金額	円
償 還 期 限	年 月 日		
取扱金融機関	農協（銀行・信用金庫）		支店

3 利子補給金請求手続

岩倉市農業経営基盤強化資金利子補給事業実施期間中は、利子補給金を受け取ることができますので、別紙「請求手続」に留意して請求手続を行ってください。

(別紙)

## 岩倉市農業経営基盤強化資金利子補給金請求手続

### 1 交付申請書の提出

利子補給金の計算期間は、1月1日から12月31日までですので、翌年の1月末日までに、取扱金融機関で残高等に相違がないことの証明を受け利子補給金交付申請書（様式第3）を提出してください。

### 2 交付請求書の提出

交付決定後、3月5日までに交付請求書（様式第7）を提出してください。

### 3 利子補給金の支払い

利子補給金は、4月末日までに支払います。なお、請求等の申請がない場合は、利子補給金を支払うことができませんので注意してください。

### 4 申請等の委任について

利子補給金の申請及び請求の手続は、取扱金融機関に委任することができます。手続を委任する場合は、速やかに取扱金融機関に委任状を提出してください。

### 5 住所、氏名等の変更について

住所、経営委譲等による債務者名の変更をした場合は、速やかに連絡してください。

様式第3の1（農業者が直接提出する場合）

年度農業経営基盤強化資金利子補給金交付申請書

年 月 日

岩倉市長 殿

住 所  
氏 名  
(電話 )

年度の農業経営基盤強化資金利子補給金の交付を受けたいので、岩倉市農業経営基盤強化資金利子補給金交付要綱第5の規定に基づき、下記のとおり申請します。  
記

1 申請額  
金 円

2 添付書類  
農業経営基盤強化資金利子補給金交付申請計算書

様式第3の2（金融機関が農業者等から委任を受けて代理申請する場合）

年度農業経営基盤強化資金利子補給金交付申請書

番 号  
年 月 日

岩倉市長 殿

住 所  
氏 名  
(電話 )

年度の農業経営基盤強化資金利子補給金の交付を受けたいので、岩倉市農業  
経営基盤強化資金利子補給金交付要綱第5の規定に基づき、下記のとおり申請します。  
記

- 1 申請額  
金 円
- 2 添付書類  
農業経営基盤強化資金利子補給金交付申請明細書  
農業経営基盤強化資金利子補給金交付申請計算書

様式第 4 (金融機関が農業者等から委任を受けて代理申請する場合のみ)

金融機関名	
-------	--

取扱金融機関	貸付決定番号	利子補給番号	氏 名	市町村利子補給額			
				補給率 (%)	金額 (円)	うち県補助金	
						補給率 (%)	金額 (円)
合 計							

合 計	市町村利子補給額 (円)	
	うち県費補助金額 (円)	

枚中	枚目
----	----



様式第5の1（農業者が直接提出する場合）

取扱金融機関	貸借号		利補番号		氏名		
期 間	日数 ①	貸借高 ②(円)	積数 ①×②	市町村利子補給額		うち県補助金額	
				補助率④	金額	補助率 ⑤	金額
					$③ \times ④ / 365$		$③ \times ⑤ / 365$
					%	円	% 円
借入時実質金利 (%)			積数合計③				

金融機関確認欄

上記のとおり相違ないことを証明します。

年 月 日

金融機関名

代表者名

様式第5の2（金融機関が委任を受けて代理申請する場合）

金融機関名	
-------	--

取扱金融機関	貸番		利補番号		氏名		
期 間	日数 ①	貸機番 ②(円)	積数 ①×②	市町村利子補給額		うち県補助金額	
				補助率④	金額	補助率 ⑤	金額
					③×④／365		③×⑤／365
				%	円	%	円

取扱金融機関	貸番		利補番号		氏名		
期 間	日数 ①	貸機番 ②(円)	積数 ①×②	市町村利子補給額		うち県補助金額	
				補助率④	金額	補助率 ⑤	金額
					③×④／365		③×⑤／365
				%	円	%	円

取扱金融機関	貸番		利補番号		氏名		
期 間	日数 ①	貸機番 ②(円)	積数 ①×②	市町村利子補給額		うち県補助金額	
				補助率④	金額	補助率 ⑤	金額
					③×④／365		③×⑤／365
				%	円	%	円

枚中	枚目
----	----

様式第 6

第 年 月 日 号

住 所  
氏 名

様

岩倉市長

年 月 日付け（ 第 号）の申請については、岩倉市農業経営基盤強化資金利子補給金交付要綱第 6 の規定により、下記のとおり交付決定します。

つきましては、 年 3 月 5 日までに利子補給交付請求書（様式第 7）を提出してください。

記

1 利子補給金交付決定額

金 円（利子補給番号 ） \* 1

2 交付決定の内容 \* 2

別紙「農業経営基盤強化資金利子補給金交付明細書」のとおり

\* 1 農業者に直接通知する場合

\* 2 金融機関へ通知する場合



様式第7の1（農業者が直接提出する場合）

農業経営基盤強化資金利子補給金交付請求書

年 月 日

岩倉市長 殿

住 所  
氏 名  
(電話 )

下記金額を交付してください。

記

金 円

ただし、年 月 日付け 第 号で交付決定のあった農業経営  
基盤強化資金利子補給金

金融機関名	農協（銀行・信用金庫）	支店
口座番号	普通・当座	
口座名義		

(注) 交付決定通知書の写し（原本証明のこと）を添付すること。

様式第7の2（金融機関が農業者から委任を受けて請求する場合）

農業経営基盤強化資金利子補給金交付請求書

年 月 日

岩倉市長 殿

（金融機関名）  
住 所  
氏 名  
（電話 　　　　　　　）

下記金額を交付してください。

記

金 円

ただし、年 月 日付け 第 号で交付決定のあった農業経営  
基盤強化資金利子補給金

金融機関名	農協（銀行・信用金庫）	支店
口座番号	普通・当座	
口座名義		

（注） 交付決定通知書の写し（原本証明のこと）を添付すること。

様式第7添付（金融機関が農業者から委任を受けて代理申請する場合）

金融機関名	
-------	--

農業経営基盤強化資金利子補給金交付明細書

取扱金融機関	貸付番号	利子補給番号	氏名	金額(円)	店舗名	口座番号	
						種別	番号
小計				人			

合計	市町村利子補給額(円)	
	うち県費補助金額(円)	
枚中		枚目

様

住 所  
氏 名

私は、農業経営基盤強化資金の借入に係る岩倉市農業経営基盤強化資金利子補給金の交付を受けたいので、利子補給実施期間中の利子補給金交付申請及び交付請求（交付請求及び受領）に関する権限を貴殿に委任します。

記

- 1 農業経営基盤強化資金貸付決定番号

--

- 2 利子補給番号

市町村名	岩倉市	利子補給番号	
------	-----	--------	--

- 3 権限委任期間 償還終了時まで

- 4 利子補給金振込口座番号

(1) 金融機関名 愛北農業協同組合 支店

(2) 口座番号 種別 番号

(3) 口座名義